指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名

業者名	住所
三愛物産株式会社	愛知県名古屋市東区筒井3-4-12

2. 指名停止措置期間

令和6年2月2日 から 令和6年3月1日 まで(1ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲 四国地方整備局管内

4. 事実概要

三愛物産(株)の岐阜支店長は、岐阜県山県市が令和3年6月に発注した高富水源地にある配水ポンプ制御盤の更新工事の指名競争入札をめぐり、同市水道課課長補佐と共謀し、自社が有利となる指名業者選定案を作成させ、決定後の指名業者の情報を入手し落札したとして、令和5年11月29日、公契約関係競売等妨害の疑いで岐阜県警察に逮捕された。

5. 指名停止措置理由

「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号口に該当する。

<措置要領 別表第2>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8 次のイ又は口に掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又	逮捕又は公訴を知った日から
は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害	
又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第	
12 号に掲げる場合を除く。)。	
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヵ月以上12ヵ月以内

<問い合わせ先>

国土交通省 四国地方整備局

高松市サンポート3-33 TEL 087-851-8061 (代)

(定時以降は 087-811-8303)

総務部契約課長 半田 治

半田 達也 (内線2511)

○総務部契約課課長補佐 森﨑 貴司 (内線2512)